



東海市

Tokai City

ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい

令和7年（2025年）12月16日

東海市記者発表資料

職員による自転車の酒気帯び運転 に対する処分について

令和7年（2025年）12月16日付けで、次のとおり、本市職員に対する処分を行いましたので、公表いたします。

■被処分者及び事案概要

本市の会計課職員（43歳）について、令和7年（2025年）8月26日、知人と飲酒をした後、最寄り駅から自宅までの区間において自転車の運転を行い、右車線を通行していたことから警察官に呼び止められた。その際のアルコール検査において基準値を超える値が検出されたことから、酒気帯び運転として検挙された。

その後、同年10月31日に道路交通法違反（酒気帯び運転）で罰金10万円の略式命令を受けた。

なお、罰金については、同年11月17日に納付済みである。

■処分内容

停職1か月

■処分年月日

令和7年（2025年）12月16日

■今後の対応について（花田勝重市長）

今回の不祥事に関して、極めて遺憾であり、市職員に対する信用を大きく失墜させる結果となったことに対しまして、市民をはじめとした多くの皆様に心から深くお詫び申し上げます。このような不祥事が二度とないよう、再発防止に向けて服務規律の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

問合せ	企画部職員課 担当：末崎（すえざき）、伊藤（いとう） 052-613-7563、0562-38-6174
-----	--